

【医療費と介護サービスを合算する場合の限度額表】

平成30年7月診療分まで

所得区分	1年ごとの限度額 後期高齢者医療＋介護保
現役並み 〔課税所得145万円以上〕	67万円
一般 〔課税所得145万円未満〕	56万円
低所得Ⅱ 〔住民税非課税〕	31万円
低所得Ⅰ 〔住民税非課税 （所得が一定以下）〕	19万円

細分化＋  
上限引き上げ

平成30年8月診療分から

所得区分	1年ごとの限度額 後期高齢者医療＋介護保険
現役並みⅢ 〔課税所得690万円以上〕	212万円
現役並みⅡ 〔課税所得380万円以上〕	141万円
現役並みⅠ 〔課税所得145万円以上〕	67万円
一般 〔課税所得145万円未満〕	56万円
低所得Ⅱ 〔住民税非課税〕	31万円
低所得Ⅰ 〔住民税非課税 （所得が一定以下）〕	19万円

※所得区分が低所得Ⅰで、かつ介護サービス利用者が複数いる場合、介護保険分支給額を決定する際の限度額は31万円となります。

※限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。